

# 大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 27 年 5 月 20 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 24 号) 大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する  
要綱について

日程第 2 (議案第 25 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第 3 (議案第 26 号) 大和市社会教育委員の委嘱について

日程第 4 (議案第 27 号) 教育財産取得の申し出について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 24 号

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 5 月 20 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱（平成20年大和市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「学校教職員」の前に「保育施設職員及び」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5）子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員

第7条中「次に掲げる課等」を「必要に応じて関係各課等」に改め、「設置する」の次に「ことができる」を加え、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱（平成20年4月1日教委告示第11号）

参考

改正案	現行
<p>(構成)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる区分により構成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>保育施設職員及び学校教職員</u></p> <p>(5) <u>子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員</u></p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 推進会議の所掌事項に関する調査、研究等を行うため、必要に応じて関係各課等の職員で構成するワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる区分により構成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教職員</p> <p>(5) <u>図書館ボランティア</u></p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 推進会議の所掌事項に関する調査、研究等を行うため、次に掲げる課等の職員で構成するワーキンググループを設置する。</p> <p>(1) <u>こども部こども総務課</u></p> <p>(2) <u>こども部保育家庭課</u></p> <p>(3) <u>こども部こども・青少年課</u></p> <p>(4) <u>文化スポーツ部文化振興課</u></p> <p>(5) <u>文化スポーツ部生涯学習センター</u></p> <p>(6) <u>文化スポーツ部図書館</u></p> <p>(7) <u>教育部指導室</u></p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月1日から施行する。</p>	

## ○大和市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成20年4月1日教委告示第11号

## 改正

平成21年3月31日教育委員会告示第13号

平成24年8月31日教育委員会告示第11号

## 大和市子ども読書活動推進会議設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により本市が策定した計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、「大和市子ども読書活動推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 推進計画に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 実施計画を総合的・計画的に推進するための検討に関すること。
- (3) 推進計画及び実施計画の普及啓発に関すること。
- (4) 実施計画の進捗状況の把握及び点検に関すること。
- (5) その他、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項。

## (構成)

第3条 推進会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる区分により構成する。

- (1) 公募による市民
- (2) PTAの会員
- (3) 社会教育委員
- (4) 学校教職員
- (5) 図書館ボランティア

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (組織)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、推進会議の運営を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進会議の所掌事項に関する調査、研究等を行うため、次に掲げる課等の職員で構成するワーキンググループを設置する。

- (1) こども部こども総務課
- (2) こども部保育家庭課
- (3) こども部こども・青少年課
- (4) 文化スポーツ部文化振興課
- (5) 文化スポーツ部生涯学習センター
- (6) 文化スポーツ部図書館
- (7) 教育部指導室

(事務局)

第8条 推進会議及びワーキンググループの庶務は、子どもの読書活動主管課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委告示第13号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日教委告示第11号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

議案第 25 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 5 月 20 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 26 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 5 月 20 日提出

)  
大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



議案第 27 号

教育財産の取得の申し出について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出について、  
審議願いたく提案する。

平成 27 年 5 月 20 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

## 取得する教育財産の概要

名 称	大和市立文ヶ岡小学校
所 在 地	桜森三丁目 16 番 31 号
構 造 等	鉄筋コンクリート造 2 階建
面 積 等	建築面積 : 329.20 m <sup>2</sup> 延床面積 : 637.52 m <sup>2</sup>
取得理由	児童数の増加に伴い校舎を増築するもの。
取得方法	大和市による建設
取得時期	平成 28 年 3 月
参 考	概算事業費 257,667 千円